平成２５年（フ）第１３５３号
札幌市白石区栄通16丁目５番20―207号
債務者　若松夕香里（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５４号
北海道江別市大麻新町22番地の14　ハピネス205号
債務者　眞田　　彰
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６５号
札幌市白石区栄通３丁目１番17―401号
債務者　金井　正次
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２５号
札幌市豊平区中の島１条３丁目６番５号　晴岳荘203号
債務者　佐藤留美子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４０号
札幌市南区藤野４条５丁目12番８号
債務者　坂田　尚子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１４号
札幌市白石区本郷通８丁目北７番８―1103号
債務者　小鹿美保子（旧姓木屋）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２５号
札幌市中央区南３条西６丁目３番地２　南３条グランドビル802号
債務者　生井　正美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３８号
札幌市中央区南２条東２丁目１番地１　エクセレントハウス東701号
債務者　作田　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４４号
北海道江別市文京台南町１番地の６　メゾン文京台201
債務者　村林　美希
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５８号
札幌市西区二十四軒１条７丁目３番２号　シャロム24―103号
債務者　高橋　利治
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
北海道稚内市萩見５丁目３番１号　アイリスマンション105
債務者　松浦小百合（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第４８号
山形県酒田市東大町２丁目３番地の14　斎藤荘Ｃ号
債務者　安齊真由美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第６２号
福島県喜多方市塩川町字東栄町１丁目７番地４　プレジール泉202号室、前住所福島県大沼郡会津美里町永井野字正月田1560番地８
債務者　塚田　和美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
群馬県安中市安中５丁目13番15号　遠丸団地48Ｂ―１棟113号、住民票上の住所群馬県安中市安中3562番地９
債務者　日野原　正
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２７４号
相模原市中央区並木３丁目１番19―303号
債務者　田中　正雄
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７６号
相模原市中央区富士見１丁目５番16号　ルビネスコーポ305
債務者　大澤　昭雄
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７９号
相模原市中央区南橋本１丁目８番４号　103
債務者　深澤　豊和
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部